

側弯トレーニング®認定トレーナー規約

株式会社P3（以下、「当社」という。）は、側弯トレーニング®認定トレーナーとの間に本規約を定める。また当社が随時発表する諸規約も、本規約の一部を構成する。

第1条（規約の適用）

- 1 本規約は、当社と、側弯トレーニング®認定トレーナー（以下「トレーナー」という。）との関係に適用する。
- 2 当社の脊柱トレーニング研究会（以下「当研究会」という。）に入会申し込みをした時点で、トレーナーは、本規約を承認したものとする。

第2条（トレーナーの認定及び年会費）

- 1 トレーナーの認定を受けようとする者は、当社が認定した「側弯トレーニング認定トレーナー養成講座」を全て修了（全課程履修、筆記試験合格、3症例報告）した後、30日以内に所定の手続きに従い、当研究会に入会して研究会会員とならなければならない。
- 2 トレーナーは、当研究会に対し、前項のトレーナー認定申請時に、資格認定料5,000円+消費税相当額及び年会費12,000円+消費税相当額を支払うものとする。ただし、年度途中認定の場合、年会費は1月から12月末までを一年間として月割りにて計算する。
- 3 当社は、トレーナーに対し、前項の年会費及び資格認定料の入金確認後、認定証を発行し、本規約を同封して郵送するものとする。
- 4 トレーナーは、事情にかかわらず、一度払い込まれた年会費、資格認定料その他の金員の返還を受けることはできない。

第3条（資格の有効期限）

- 1 研究会会員資格及びトレーナー資格（以下まとめて「トレーナー資格」という。）の有効期間は、以下の通りとする。
 - (1) 認定初年度：当社がトレーナーを認定した日から当年12月末日まで
 - (2) 次年度（本条3項によって更新された場合）以降：当年1月1日から12月末日まで
- 2 資格有効期間満了に際しては、当社の定める方法により更新のための案内を当該トレーナーに通知する。
- 3 トレーナー資格は、当該トレーナーが次に掲げる要件を満たした場合、有効期間満了後も1年間更新され、その後も同様とする。
 - (1) 当研究会に対し、翌年度分の年会費の入金が支払期限までにされたこと
 - (2) 有効期間満了の2か月前までに、資格を更新をしない旨の通知を当社から受けていないこと
 - (3) 本規約に違反した事実がないこと

第4条（当社からの通知）

- 1 当社は、トレーナーに対して通知を行う場合は、当社ウェブサイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付その他当社が適当と判断する方法により行うものとし、当社が当社ウェブサイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点で通知が到達したものとする。
- 2 当社が電子メールの送信または文書の送付により通知を行う場合、トレーナーから申請があった電子メールアドレスまたは住所に対して行うことにより、通知をしたものとみなす。

第5条（トレーナーの責任）

- 1 トレーナーは、側弯トレーニングの目的及び趣旨に賛同して登録したことを踏まえ、相互交流と自己研鑽によりたえずその資質向上を図り、公共の福利向上への貢献を目指す当社の活動に積極的に参加しなければならない。
- 2 トレーナーは、側弯トレーニングエクササイズを提供する場合、養成コーステキストのエクササイズに基づき指導しなければならない。
- 3 トレーナーは、側弯トレーニングを運動指導の範囲内で提供するものとし、また「治す」「側弯症が治る」など誤解を招く宣伝や表現をしてもならない。
- 4 トレーナーは、運動指導料として、社会的にみて著しく法外な料金をクライアントに提示・請求してはならない。

第6条（トレーナーの権利）

トレーナーには以下の権利が付与される。

- (1) 第8条の記載にしたがって、側弯トレーニングの商標及びロゴマークを使用することができる。
- (2) クライアントに側弯トレーニングを指導することができる。
- (3) 側弯トレーニングセンターのホームページに施設紹介の掲載ができる。

- (4) 症例検討会（2ヶ月に1回オンラインにて開催）に無料で参加できる。
- (5) 側弯トレーニング認定トレーナー養成講座後期の症例報告にオブザーバーとして参加できる（有料）。
- (6) 側弯トレーニングの最新情報を会員限定で閲覧することができる。

第7条（報告義務）

当社が必要と判断した場合、当社は、いつでもトレーナーに対し、側弯トレーニングの指導状況に関する報告徴収または立ち入り調査をすることができるものとし、トレーナーはその調査要請に全面的に応じ、質問に対しても誠実に説明しなければならない。

第8条（商標等の利用）

1 後記商標目録記載の商標及びロゴマーク（以下まとめて「本件商標」という。）の利用をトレーナーが希望する場合、当該トレーナーは、当社が指示する用法に従って、本規約に基づき利用できるものとする。ただし、本資格の表記使用および表現は、品質やサービスおよび表示等の正当性を保証するものではないため、以下の各号の何れかに該当する場合のみ、本件商標の利用及び本資格の表記を行うことができる。

- (1) 側弯トレーニング認定トレーナー資格を取得したことを履歴書へ表記する場合
- (2) 側弯トレーニング認定トレーナー資格を取得したことを証明する目的として名刺や名札等に表記する場合
- (3) 側弯トレーニング認定トレーナーとして在籍している旨を以下へ表記または表現する場合
 - ア ホームページ等のWEBサイトへの表記
 - イ 店頭や病院等での案内
 - ウ チラシおよび広告等ポップを含む販促物への表記
 - エ TV・ラジオ・VTR等での音声案内の表現

(4) 前項の他、当社の事前確認を得た場合

2 トレーナーは、側弯トレーニングの指導以外の目的で、本件商標を使用してはならず、第三者に商標使用を再許諾または使用させてもならない。

3 トレーナーの本件商標の利用方法が、当社が指示する用法または本規約に抵触しているときは、当社は当該トレーナーに対し、使用の改善を求め、又は使用を停止させることができる。トレーナーは、当社の指示にただちに従わなければならない。

4 トレーナーは、トレーナー資格を喪失した場合（除名や返納によって喪失した場合を当然に含む。）は、直ちに側弯トレーニングの名称を用いた営業及び活動を中止し、当社の指示に従って、トレーナーの責任および費用負担によって、名刺や看板その他の表示物や一切のSNSやHPその他のWEBサイト、商品等から当社の表記及び本件商標を抹消しなければならない。

5 トレーナーが本条の規定に違反した場合、トレーナーは、当該違反行為を直ちに停止するとともに、当社に対し、違約金として違反行為1件につき100万円を直ちに支払わなければならない。ただし、この違約金の定めは、当社に違約金以上の損害が生じた場合、別途、当社がトレーナーに対し、損害賠償請求をすることを妨げない。

第9条（トレーナーの義務）

トレーナーは、以下のことを遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た顧客の秘密を守り、節度のある行動をとらなくてはならない。
- (2) 誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。
- (3) 自己が当社の見解を代弁しているとの印象を顧客に与えてはならない。
- (4) 自己の業務について当社が責任をもつような印象を顧客に与えず、自己の業務は自己の責任において実行していることを自覚し、かつ顧客に対してもその旨を伝えなければならない。
- (5) 当社もしくは他のトレーナーの信用を傷つけ、又は当社もしくは他のトレーナーの不名誉となるような行為をしてはならない。
- (6) 側弯トレーニングに関する講座の録音・録画および教材の転売・転載は行ってはならない。
- (7) トレーナーは、本規程を誠実に順守し、側弯トレーニングの発展および他のトレーナーとの協調に努めなければならない。
- (8) 当社の指示に従ってクラスを開催しなければならない。
- (9) 当社からのメールや通知が届かないと気づいた時には、自ら積極的に当社に問い合わせをしなければならない。
- (10) FRPその他トレーナーが保有していない当社の別認定資格に関するクラスを開催してはならない。
- (11) 側弯トレーニングの指導において、政治活動、宗教活動、側弯トレーニングに関係ない物品販売、または当社と関係ないクラスを受講するよう受講生を勧誘してはならない。
- (12) 泥酔、過度の露出、その他不適切な態様でクラスを開催してはならない。
- (13) 当社スタッフまたは他の側弯トレーナーを他社への就職あっせんや引き抜き行為をしてはならない。

第10条 (秘密保持)

1 トレーナーは、資格有効期間中及び終了後を問わず、当社によって開示された、もしくは本規約の履行過程で取得した、側弯トレーニングの技術上・営業上その他事業の情報及び生徒の氏名住所連絡先その他の個人情報秘密として扱うものとし、これらの情報を側弯トレーニング指導以外に使用してはならず、また第三者に開示してはならない(後輩に側弯トレーニングを伝授してしまうなど個人間の開示を当然に含む。)

2 トレーナーが本条の規定に違反した場合、当該トレーナーは、当該違反行為を直ちに停止するとともに、当社に対し、違約金として違反行為1件につき100万円を直ちに支払わなければならない。ただし、この違約金の定めは、当社に違約金以上の損害が生じた場合、別途、当社がトレーナーに対し、損害賠償請求をすることを妨げない。

3 トレーナーは、資格有効期間中はもちろん、資格喪失(除名や返納など事由は問わない。)後も本条の義務を負う。

第11条 (競業禁止)

1 トレーナーは、資格の有効期間中ならびに有効期間終了後2年の間は、自己または第三者の名をもって本事業(脊柱の健康増進のためのトレーニングを行うトレーナーの養成事業をいう。以下同じ。)と同種または類似の事業を行ってはならず、本事業と同種または類似の事業を行う者に対し、自己または第三者の名をもって本事業と同種または類似の役務を提供してはならず、いかなる従事してはならない。

2 トレーナーが前項の規定に違反した場合、トレーナーは、当該違反行為を直ちに停止するとともに、当社に対し、違約金として100万円を直ちに支払わなければならない。ただし、この違約金の定めは、当社に違約金以上の損害が生じた場合、別途、当社がトレーナーに対し、損害賠償請求をすることを妨げない。

第12条 (資格の喪失)

トレーナーは、次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失し、当研究会会員及びトレーナーとしての一切の権利を失う。この場合には、当社は、当該トレーナーに対し、損害の賠償または支払済みの資格認定料や年会費等の金員を返還することを要しない。

- (1) 資格の返納(第13条)
- (2) 死亡、失踪宣言、破産宣告を受けたとき
- (3) 当社の解散
- (4) 除名(第14条)
- (5) 当社から商標の使用改善要求を受けたにもかかわらず、これに従わないとき
- (6) 年会費の支払を遅滞したとき
- (7) 資格有効期間が満了し、更新がされなかったとき。

第13条 (資格の返納)

1 トレーナーは本人の意思により自由に当研究会を退会してトレーナー資格を返納できるものとする。トレーナー資格を返納する場合、所定の手続きに従い当事務局に届け出るものとし、当事務局での所定の処理終了後、トレーナー資格の返納となる。

2 前項の規定により、トレーナー資格が喪失された場合、当社は、当該トレーナーに対し、支払済みの資格認定料や年会費等の返還をすることを要しない。

第14条 (資格の停止及び除名)

当社は、トレーナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該トレーナーに対し事前に通知及び勧告することなく、当該トレーナーのトレーナー資格を停止または除名することができる。この場合には、当社は、当該トレーナーに対し、損害の賠償または支払済みの認定料や年会費等の金員を返還をすることを要しない。

- (1) 当社が定めた支払期限までに年会費が支払われない場合
- (2) 内外の諸法令または公的良俗に反する行為を行った場合
- (3) 当社、他のトレーナーまたは第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 当社、他のトレーナーまたは第三者を誹謗中傷する情報を流した場合
- (5) 登録申請書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (6) 当社の名誉と信用を失墜させる行為があった場合
- (7) 当社を通じて入手した情報を、複製、販売、出版、私的利用の範囲を超えて使用した場合
- (8) 当社の運営を妨げ、或は当社の信頼を毀損する行為、またはその恐れのある行為があった場合
- (9) このトレーナー規約に違反したとき

(10) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）であると発覚したとき

(11) 生徒や当社関係者に対してパワハラ、セクハラ、暴力行為や威嚇行為があったと当社が判断したとき

(12) 当社からトレーナーに通知をして回答を要求するも、30日間以上返答がない場合

(13) その他、当社がトレーナーとして社会的に不適当と判断した場合

第15条（損害賠償）

1 トレーナーが、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当社が損害を受けた場合、当該トレーナーは、当社が受けた損害を当社に賠償しなければならない。

2 トレーナーは、資格有効期間中はもちろん、資格喪失（除名や返納など事由は問わない。）後も本条の義務を負う。

第16条（免責事項）

1 トレーナーは、トレーナー相互間、もしくはトレーナーとその生徒その他の第三者との間に生じたいかなるトラブルに対しても、自らの費用と責任において当該トラブルを解決するものとし、当社は当該紛争に関する一切の費用負担及び賠償責任を負わないものとする。

2 当社が前項のトラブルに関連して、トレーナーに代わって賠償金等を支払った場合、トレーナーは当社に対して、当該賠償金額および関連する費用（弁護士費用を含む。）を全額補償しなければならない。

3 当社は、本規約に定めるトレーナーへの資格認定、研究会の活動その他のサービスの全部または一部をいつでも縮小・廃止できるものとし、縮小・廃止による一切の費用負担及び賠償責任を負わないものとする。ただし、縮小・廃止する場合、当社はトレーナーに対して3カ月前に通知するものとする。

第17条（規約の変更）

当社は、円滑な運営のために必要と合理的に判断される場合、本規約を変更することができる。当社は、トレーナーに対して、規約変更の日より1ヶ月前までに規約を変更する旨を通知するものとする。

第18条（登録情報の取り扱い）

1 トレーナーの登録情報は当社が所有するものとする。

2 登録申請の際にトレーナーが申告する登録情報のすべての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めないものとする。

3 トレーナーの住所、電話番号、メールアドレスその他当事務局への登録情報に変更が生じた場合、当該トレーナーは速やかに当社に対し所定の変更手続きを行って通知するものとする。

4 前項の届出を怠った場合、トレーナーは、トレーナーの特典などが失効あるいは受けられないことに異議ないものとする。但し、届け出を怠ったことにやむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

5 氏名、生年月日など基本的に変更の必要性がない項目に関しては、婚姻による姓の変更など当社が承認した場合を除き、原則として変更を受けけない。

6 トレーナーの登録情報のうち一部は、本人の承諾なく第三者に対して開示される場合がある。ただし、トレーナー個人を特定することができる情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）の開示については、必ず事前に本人の承諾を要するものとする。

第19条（協議解決）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた事項については、トレーナーと当社とで誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

第20条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とする。

第21条（管轄裁判所）

当社とトレーナーは、トレーナーと当社との間で訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

2017年1月 制定・施行

2019年10月 改訂

2024年12月 改訂

(附則)

1 2024年12月改訂の規約のうち、養成講座を24期より前に受講した者の年会費の金額等については、受講期に応じて以下のとおりとする。

(1) 19期以前に養成講座を受講した者

当研究会に入会してトレーナー資格を維持することを希望する者は2025年1月15日までに年会費13,200円(税込)を当社に支払うものとし、2025年1月1日から当研究会の会員となるものとする。前段の入金がなかった場合は、当然に当研究会の会員とならず会員特典は受けられず、また、認定トレーナーとしての権利は2024年末日をもって失うものとする。

(2) 20～23期に養成講座を受講した者

年会費ではなく認定登録料として11,000円(税込)を当社に支払うものとし、その入金日から1年間当研究会の仮会員となり、会員特典が受けられるものとする。仮会員は、当社が送信する正会員移行の案内メール記載の締切日までに年会費13,200円(税込)を1月から12月末までを一年間として月割りにて支払うものとし、その支払いによって正会員に移行するものとする(入金がなかった場合は正会員に移行せず、認定料の入金日から1年経過によって仮会員としての権利をすべて失うものとする)。

株式会社P3

東京都渋谷区代々木1-53-4 奨学会館別館4階

側弯トレーニング事務局

東京都八王子市東町3-9 鈴木ビル2階 株式会社P3内

【商標目録】

(1) 登録番号：第5957297号

(2) 商品の区分：第44類

指定役務：運動療法、あん摩・マッサージ及び指圧、カイロプラクティック、柔道整復

(3) 商標：側弯トレーニング

【ロゴマークの表示】

